

3. 学位授与事業体制の確立

3.1 学位授与体制の確立

学位授与の対象等については学位規則等で定められているが、実際の学位審査や短期大学・高等専門学校の特攻科の認定、省庁大学校の教育課程を認定するための方法と手順を具体的に定め、実行することが学位授与機構の最初の仕事となった。

3.2 省庁大学校の教育課程の修了者への学位授与（学位規則第6条第2項関係）

省庁大学校の修了者に対する学位授与については、第1回審査会（平成3年7月26日）において、「学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規程」及び「学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規程」（ともに平成3年8月6日施行）が定められた。

「学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規程」では、申請の方法等について規定している。また、機構長は、申請があったときは、審査会に学位授与の可否について審査を付託し、付託を受けた審査会は次の方法で審査を行うこととされた。

学士：申請者に係る当該教育施設の長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明に基づいて審査する。

修士及び博士：審査会の指定する専門委員会において、3名以上の担当専門委員による論文の審査及び試験を行う。審査会は専門委員会の報告に基づき、学位授与の可否について審査する。

「学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規程」では、課程認定の申出の手続きや認定の審査の項目等が定められている。また、認定を受けた課程は、教育の実施状況等について一定期間ごとに審査を受けるものとされている。さらに、課程の組織や教育課程等に重要な変更が生じると認められるときは、再審査を行うこととなっている。

制定された規程にしたがって、まず省庁大学校の教育課程の認定が行われた。平成3年9月に出る防衛医科大学校医学教育部医学研究科の最初の修了者に間に合わせるためである。また、平成4年3月に出る各省庁大学校の学士レベルの修了者に備える必要もあった。

第1回の審査会では、上記規程の審査のほか、表3-1に示す8専門委員会と特別専門委員会（臨時）の設置が決定された。特別専門委員会（臨時）は、防衛医科大学校の一般教育等の審査をするためのものである。これらの専門委員会のうち、工学専門委員会では、表3-2に示すように11の部会を置くことになった。また、これらの専門委員会のうち、理学専門委員会、工学専門委員会及び医学専門委員会においては、修士あるいは博士の論文審査も行うことになった。

表3-1 省庁大学校の教育認定に係る専門委員会の構成

専門委員会
人文科学専門委員会
社会科学専門委員会
保健体育専門委員会
理学専門委員会
工学専門委員会
医学専門委員会
水産学専門委員会
特別専門委員会（海上保安関係）
特別専門委員会（臨時） （防衛医科大学校一般教育関係）

表3-2 工学専門委員会の構成

工学専門委員会	
第 1 部 会	（機 械 工 学）
第 2 部 会	（電 気 工 学）
第 3 部 会	（応 用 化 学）
第 4 部 会	（土 木 工 学）
第 5 部 会	（建 築 学）
第 6 部 会	（応 用 物 理 学）
第 7 部 会	（情 報 工 学）
第 8 部 会	（材 料 工 学）
第 9 部 会	（航 空 工 学）
第 10 部 会	（造 形 工 学）
第 11 部 会	（福 祉 工 学）

各専門委員会の実地調査を含む精力的な審査の結果、平成3年度中に下記の教育課程が認定された。

- (1) 大学の学部に対応する教育を行う課程
 - ・防衛大学校本科（平成3年12月18日）
 - ・防衛医科大学校医学教育部医学科（平成3年8月30日）
 - ・水産大学校本科（平成3年12月18日）
 - ・海上保安大学校本科（平成3年12月18日）
 - ・気象大学校大学部（平成3年12月18日）
 - ・職業訓練大学校（現職業能力開発総合大学校）長期課程（平成3年12月18日）
- (2) 大学院の修士課程に対応する教育を行う課程
 - ・防衛大学校理工学研究科（平成3年12月18日）
 - ・職業訓練大学校（現職業能力開発総合大学校）研究課程（平成3年12月18日）
- (3) 大学院の博士課程に対応する教育を行う課程
 - ・防衛医科大学校医学教育部医学研究科（平成3年8月30日）

また、これらの課程の修了者に対し規程に基づき審査し、平成4年3月、839名に学士の学位、10名に博士の学位が授与され、平成4年9月、81名に修士の学位が授与された。

3.3 短期大学・高等専門学校卒業生等への学士の学位授与（学位規則第6条第1項関係）

3.3.1 「学士の学位の授与等のある在り方に関する調査研究会」の設置

短期大学・高等専門学校の卒業生等の学士の学位審査については、平成3年10月1日付け機構長裁定により、「学士の学位授与（学位規則第6条第1項関係等）のある在り方に関する調査研究会」（座長：戸田修三 中央大学教授（当時））を設置した。同調査研究会は、学士の学位の授与要件及び短期大学・高等専門学校の専攻科を認定するための要件に関して、短期大学及び高等専門学校関係者を含めて広く意見を聴取し、審議の上、審査会の審議に供した。表3-3にこの調査研究会の委員名簿を示す。

表3-3 学士の学位の授与(学位規則第6条第1項関係等)の在り方に関する調査研究会委員名簿
(平成3年10月1日から平成4年3月31日まで)

氏 名	所 属
上 羽 康 之	神戸大学医療技術短期大学部長
黒 羽 亮 一	筑波大学教授(学位授与機構併任教授)
清 水 畏 三	学校法人桜美林学園理事長
示 村 悦二郎	早稲田大学教授
菅 野 卓 雄	東京大学教授
高 鳥 正 夫	東横学園女子短期大学長
戸 田 修 三	中央大学教授
長谷川 修	久留米工業高等専門学校長
安 原 義 仁	広島大学助教授
館 昭	学位授与機構教授

(所属は調査研究会設置当時のもの)

審査会(第4回,平成3年12月13日)は、「学士の学位の授与(学位規則第6条第1項関係等)の在り方に関する調査研究会」における検討の結果を踏まえて、「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規程」(平成3年12月25日施行)及び「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」(平成4年1月14日施行)を制定した。なお、学位授与機関創設調査委員会の「学位授与機関の構想の概要について」(平成3年2月)では、「希望者があらかじめ機構に申請し登録する仕組み」を設けることが適当とされていた。しかし、この仕組みについては、機構が教育機関ではないことから慎重を期する必要があること、現実の審査状況を把握したうえで具体化の可能性を検討すべきであること、などの議論があり、今後の検討課題とされ、この時点での実施は見送られた。

3.3.2 短期大学・高等専門学校の専攻科の認定方法と認定の体制

「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規程」では、専攻科の認定の要件、認定申出の手続きと審査などについて定めている。認定された専攻科で修得した単位は、学位申請の際に大学で修得した単位と同等な単位として認められる。

「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規程」では、専攻科の認定の要件を次のように定めている。

(専攻科の認定の要件等)

第2条 機構は、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科で、次の各号に該当すると認められるものを、学位規則第6条第1項に規定する専攻科として認定する。

- 一 教育課程は、大学教育に相当する水準を有するものであること。
- 二 授業科目は、短期大学又は高等専門学校の学科等とは別個に設けられていること。
- 三 授業科目は、原則として専任の教員が担当するものとし、主要な授業科目は教授又は助教授が担当するなど教員が適切に配置されていること。
- 四 授業科目を担当する教員は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)に定める教授、助

教授又は講師の資格に相当する資格を有する者であること。

五 学生数等に応じて、専攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備されていること。

専攻科の認定の審査については、次のように定められた。申請を受けた機構長が審査会に審査を付託し、審査会は専門委員会を指定する。指定された専門委員会は審査を行い、その結果を審査会に報告し、報告を受けた審査会は認定の可否について審査して、その結果を機構長に報告する。また、機構長は、認定を受けた専攻科に対し、一定期間ごとに教育の実施状況等について審査を行うものとされた。

平成3年12月13日の第4回審査会では、専攻科認定のための特別専門委員会の設置が決定された。その結果、表3-4に示す人文、社会福祉、経済、家政、教育・保育、工学、保健衛生、音楽、美術関係の9部会を置くことが平成4年2月29日の第5回審査会に報告された。また、必要に応じて他の部会を設けることができることとされた。

その後、平成4年12月21日付け「特別専門委員会（専攻科認定関係）の運営について（申合せ）」により、表3-5に示すとおり、11の部会を置くことになった。

表3-4 特別専門委員会（専攻科認定関係）の構成（平成3年11月15日から平成4年12月21日まで）

専門委員会
第1部会（人文関係）
第2部会（社会福祉関係）
第3部会（経済関係）
第4部会（家政関係）
第5部会（教育・保育関係）
第6部会（工学関係）
第7部会（保健衛生関係）
第8部会（音楽関係）
第9部会（美術関係）

表3-5 特別専門委員会（専攻科認定関係）の構成（平成4年12月21日から平成6年5月17日まで）

専門委員会
第1部会（文学）
第2部会（社会学・社会福祉学）
第3部会（経済学・経営学・商学）
第4部会（家政学）
第5部会（教育学・保育学）
第6部会（工学）
第7部会（看護学）
第8部会（音楽）
第9部会（美術）
第10部会（農学）
第11部会（教養）

最初の専攻科認定の申出の期限は平成4年2月10日とされ、審査は国文・史学・英文、イタリア語、宗教、社会福祉、経済、家政、教育保育、工学、保健衛生、音楽、美術の各分野で17回にわたって行われた。この結果、平成4年4月1日付けで、22校34専攻（短期大学専攻科20校29専攻、高等専門学校専攻科2校5専攻）が認定された。平成5年度以降の認定分については、前年の9月30日を期限として受け付けている。

3.3.3 学士の学位授与の要件と審査体制

「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」においては、学士の学位授与の要件、単位の修得方法、学位授与の申請及び審査について定めている。

単位の修得方法については、学位授与機関創設調査委員会の「学位授与機構の構想の概要について」で機構が定める一定単位数以上は、大学において修得することを要すると提言された大学の単位数は「16単位以上」と定められた。16単位はほぼ半年（1学期）分の単位を意味している。審査会では、この要件に関しては、今後の実施状況のみで適当な時期に見直しについて検討することとされた。また、単位の修得に当たっては、「専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養^{かんよう}するよう適切に配慮して履修すること」とされている。これらの「単位修得のための要件」は、平成4年4月及び9月発行の「新しい学士への途」に記載して、関係者に周知を図った。

学位の審査については、申請を受けた機構長が審査会に学位授与の可否について審査を付託し、審査会により指定された専門委員会が審査及び試験を行うこととなっている。試験は、小論文又は面接により行うとされている。

また、機構が授与する学士の学位に付記する専攻分野を表3-6のように定めている。専攻分野の名称は、平成3年7月1日に改正される前の大学設置基準に定められていた学士の称号の種類（医学、歯学、獣医学を除く）に拠ったものであった。これは、学位授与機構が授与する学士の学位は、分野的にも、大学と同様とするのが適当であるとの考えに立つものであった。付記される専攻分野の数と名称は現在も変わっていない。

表3-6 学士の学位に付与する専攻分野の名称

文学	教育学	神学	社会学	教養	学芸	社会科学	法学
政治学	経済学	商学	経営学	理学	薬学	看護学	保健衛生学
鍼灸学	栄養学	工学	芸術工学	商船学	農学	水産学	家政学
芸術学	体育学						

学位授与の審査は、専門委員会が行うこととなっていた。したがって、まず専門委員会を設置し、専門分野ごとに単位修得の基準や試験と評価の方法などを具体的に決める必要があった。

審査会（第8回、平成4年5月18日）は、学士専門委員会を設置すること、学士専門委員会に表3-7に示す12の部会を置くことを決定した。各部会には、必要に応じて、「区分」が設けられた。学士専門委員会の委員は、特別専門委員会（専攻科認定関係）の中から選ばれ、その総数は95名であった。学士専門委員会の役割は、①修得単位の審査基準、②学修成果の評価の在り方、③小論文試験の在り方、を審議することであった。

各部会ごとの審議結果を経て、平成4年9月1日に開催された第9回審査会において、審査の具体的方法が了承されるとともに、「学士の学位授与に係る修得単位審査要項」が定められた。この審査要項では、各専攻分野についての共通の単位修得

表3-7 学士専門委員会の構成（平成4年5月18日から平成6年5月17日まで）

学 士 専 門 委 員 会	
第 1 部 会	（文学・神学）
第 2 部 会	（教育学）
第 3 部 会	（社会学・社会科学）
第 4 部 会	（法学・政治学）
第 5 部 会	（経済学・商学・経営学）
第 6 部 会	（理 学）
第 7 部 会	（看護学・保健衛生学）
第 8 部 会	（家政学・栄養学）
第 9 部 会	（工 学）
第 10 部 会	（農学・水産学）
第 11 部 会	（芸術学）
第 12 部 会	（教養・学芸）

要件及び14の専攻分野の22の専攻区分について、「専攻区分ごとの修得単位の審査基準」が決定された。また、大学の単位16単位のうち、原則として8単位以上は専門科目あるいは専門関連科目でなければならないことが定められた。これは、大学で修得する単位についても一定の体系性を求めたものであった。その他、外国語の単位の修得要件などが定められた。

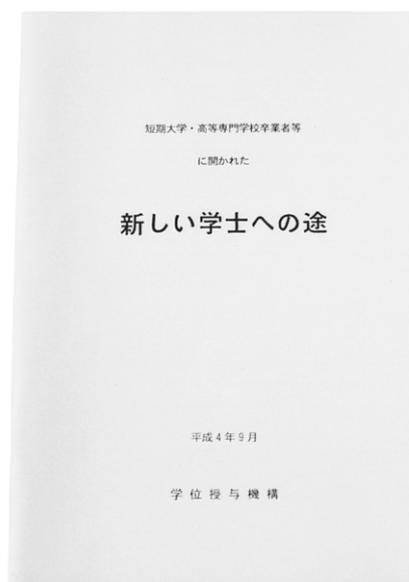
3.3.4 「新しい学士への途」の発行

これにより、学士の学位の授与要件並びに審査の方法がすべて定まったことになった。機構では「新しい学士への途」を刊行して関係者に配布した。また、平成4年9月に専攻科を置く短期大学及び高等専門学校に対する説明会を開催して、学士の授与要件、専攻科認定などの規則について周知を図った。専攻科への説明会は、以後平成10年度まで毎年開催された。



専攻科説明会

以下に、「新しい学士への途」(平成4年9月版、資料編参照)から、重要な事項を記す。[現在の授与要件等については、「新しい学士への途-平成13年度版」(資料編)を参照のこと]



[I] 申請できる者(基礎資格を有する者)

新しい学士への途 平成4年9月版 表紙

1. 短期大学を卒業した者
2. 高等専門学校を卒業した者
3. 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
4. 旧国立工業教員養成所を卒業した者
5. 旧国立養護教諭養成所を卒業した者
6. 外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者

[II] 修得単位の審査の基準が定められた専攻の区分及び専攻分野

14の専攻分野、22の専攻区分において、専攻の区分ごとに修得単位の審査の基準が明示された。(例として、法学の場合を表3-8に示す。)

表3-8 専攻の区分ごとの修得単位の審査基準

例：学士（法学）の場合

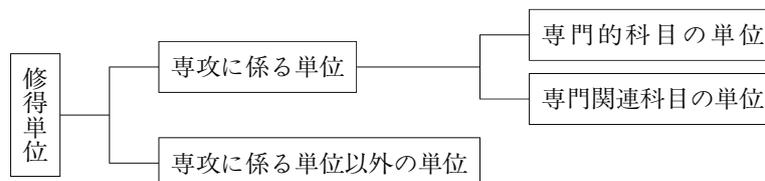
専攻に係る授業科目の区分及び修得すべき単位数（62単位以上）	
専門的科目（48単位以上）	
公法学に関する科目（8単位以上） 民事法学に関する科目（16単位以上） 刑事法学に関する科目（8単位以上） 基礎法学に関する科目（4単位以上） 国際関係法に関する科目（4単位以上） 法学に関する概論的な科目	「憲法」の科目を含むこと
専門関連科目	
政治学に関する科目 経済学に関する科目	

〔Ⅲ〕 本制度において利用できる修得単位

- (1) 大学の単位（大学通信教育の単位、大学院の単位を含む）
 - ア 科目等履修生として修得した単位
 - イ 大学の学生として修得した単位
 - ウ 大学院の学生として修得した単位
- (2) 短期大学・高等専門学校の専攻科のうち学位授与機構が認定した専攻科の単位
- (3) 大学専攻科の単位

〔Ⅳ〕 修得単位の分類

修得単位は次のように分類する。



〔Ⅴ〕 単位数等に関する要件

(1) 学修すべき年限及び修得すべき単位数

基礎資格を有する者の区分	学修年限及び単位数*
<ul style="list-style-type: none"> ・ 修業年限2年の短期大学を卒業した者 ・ 高等専門学校を卒業した者 ・ 外国において学校教育における14年の課程を修了した者 	2年以上にわたり62単位以上
<ul style="list-style-type: none"> ・ 修業年限3年の短期大学を卒業した者 ・ 旧国立工業教員養成所を卒業した者 ・ 旧国立養護教諭養成所を卒業した者 ・ 外国において学校教育における15年以上の課程を修了した者 	1年以上にわたり31単位以上
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者 	左の大学に在学した期間を含めて4年以上にわたり124単位以上

*いずれの場合も、それぞれの単位数のうち16単位以上は大学で修得した単位でなければならない。

(2) 専攻に係る単位

ア 専攻に係る単位（専門的科目及び専門関連科目）は、短期大学、高等専門学校等において修得した単位のうちの専攻に係る単位と合わせて、62単位以上になるように修得すること。

イ 専攻の区分ごとの審査基準を満たすこと。

ウ 専攻に係る単位数62単位以上のうち、31単位以上（修業年限3年の短期大学を卒業した者又はこれと同等以上と機構が認める者の場合にあつては、16単位以上）は、基礎資格を有する者に該当した後に、専門的科目の単位を含めて修得すること。

エ 大学において修得すべき16単位以上のうち、原則として8単位以上は専攻に係る単位であること。

(3) 専門的科目の単位以外の単位の修得

専門的科目以外の単位を、短期大学、高等専門学校等において修得した単位と合わせて、24単位以上修得すること。

(4) 外国語の単位

修得単位に、外国語の単位（「英語・英米文学」の場合は、当該外国語以外の外国語）を1単位以上含むこと。

[VI] 学修成果と試験

申請者は「学修成果」を提出するとともに試験を受けることが必要である。

「学修成果」とは、専攻に係る特定の課題（テーマ）についての学修の成果をいい、原則として専攻に係る特定のテーマについてのレポートとする。ただし、「工学」では、卒業論文の写し、「音楽」では作品（楽譜等）又は演奏を収録したカセットテープ、「美術」では完成作品の写真を、レポートに代えて、提出することができる。

試験は、学修成果が申請者の学力として定着しているか、専攻に係る学士の水準の学力を有しているかをみるために行う。原則として、小論文の形で課す。ただし、「音楽」及び「美術」でレポート以外の学修成果を提出したものについては、小論文に代えて面接による試験を行う。

合否の判定は、修得単位の要件、学修成果と試験の結果を合わせて総合的に判定する。

3.3.5 初めての授与者

平成4年度の申請期間は、平成4年10月1日から10月31日であった。また、試験は平成4年12月20日に東京で行われた。この年、5名の申請者があり、3名に学士の学位が授与された。

授与者の学位の専攻分野は、学士（法学）2名、学士（商学）1名であった。

平成5年以降は、毎年4月及び10月の2回、申請が受け付けられている。



学位記

学位授与機構創設期の思い出

菅野卓雄

“学位授与機能を有する機関が設置され、大学の学部を卒業しなくても大学の授業を履修し、合計124単位を取得すれば学士の称号を授与される事になるらしい”と言う情報が伝わってきたのは平成元年の頃ではなかったかと記憶している。間もなく文部省より学位授与機関の設置について東京大学にも意見の提出が求められ、当時工学部より選出されて東京大学評議員をしていた私は工学部の意見として“学位授与機関なるものを設置する必要はない”と具申した覚えがある。東京大学から各部局の意見を纏めてどのような回答がされたか、何れにせよ自分には関係の無い事だと忘れていた頃、文部省の課長さんより電話があり学位授与機関創設調査委員会専門部会委員を引き受けて欲しいとの要請があり、同僚からは“えっ先生、学位授与機関を手伝うんですか？”と驚かれたけれども以来学位授与機構の運営を昨年9月まで約10年間お手伝いすることになった。

前記の如く当時“学位授与機関を設置する必要はない”と判断した事は今になってみれば平成3年6月の大学設置基準、大学院設置基準、学位規則等の改正、即ち我が国戦後の高等教育制度大改革の幕開けを十分に認識していなかった為で自らの不明を恥じる次第である。

学位授与機構の発足とともに審査会委員長として学士の学位を授与するための審査にあたったが、専攻分野が極めて多岐に亘り、人文科学、社会科学、自然科学の分類に従って容易に想起されるような分野ばかりではなく、神学、鍼灸学、家政学等も含む広い専攻に亘った事自体は別に驚くこともないが、学士の学位を取得する為の要件に対する考え方が分野毎に非常に異なると感じられた事が委

員長として“専攻に係る授業科目の区分及び修得すべき単位数”につき委員会としての合意を得る事に関連して最大の関心事であった。当然の事ながら学士の学位を授与される資格のない人に学士の学位を授与する事があってはならないが、一方学位授与機構の審査基準が視野の狭い考えに基づいて設定された為に本来学士の学位が授与されるべき人に授与されない事が起きてはならないからである。学士に限らず修士、博士の学位授与の基準に対する常識が大学においても専攻分野毎に異なる事があることは従来経験されてきた所であり、又専攻の基盤になっている学問の性格にも拠るものであるので、無理に統一的な基準を作ろうとせず、専攻毎の判断を尊重する事を基本としたところ、結果としては専攻毎に理念が際立って異なることなく、基準が作成できた事はその後の学位授与機構における学位審査を円滑に進める上で大変有効であった点であり、審査会委員の広い視点にたった御協力に感謝している次第である。

学位授与機構も平成12年度より大学評価・学位授与機構として新たな展開をしていかれることは御同慶の至りであり、今後の御発展を期待している。

すがの・たくお 昭和6年生 工学博士
東京大学名誉教授

東京大学工学部長、文部省学位授与機関創設調査委員会専門部会委員、学位授与機構審査会委員長、大学評価・学位授与機構評議員、日本学術会議会員、大学基準協会理事、応用物理学会会長、東洋大学学長を歴任。

現在 学校法人東洋大学理事長、日本私立大学連盟理事。

専門：半導体電子工学